

多賀城市花のまちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、都市緑化の向上を図るため、市内で活動する法人その他の団体（以下「団体」という。）が行う花き等の植栽事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、当該団体に対し、予算の範囲内において多賀城市花のまちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、多賀城市補助金等交付規則（昭和50年多賀城市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象となる団体)

第2条 この補助金の交付の対象となる団体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市の緑化の向上を目的としたものであること。
- (2) 営利を目的としないものであること。
- (3) 補助事業に関し、市又は他の団体から、補助金又は交付金を受けていないこと。
- (4) 補助事業を行うに当たり、市道、公園、集会所（多賀城市区長設置に関する規則（昭和55年多賀城市規則第3号）第2条第1項に規定する区ごとに1箇所を限度としてそれぞれの区の住民が自主的に建設し、かつ、運営する集会施設で市長が認めるものをいう。以下同じ。）その他の公共の場所の管理者又は所有者の同意が得られていること。

(交付対象等)

第3条 補助金の交付対象となる補助対象経費及び補助率又は補助限度額は、次のとおりとする。ただし、補助金額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
市道、公園、集会所その他の公共の場所に置かれている花壇又はプランター類に植栽する花苗、種子又は球根の購入に要する経費	補助対象経費の3分の2	60,000円（植栽面積1平方メートルにつき、2,000円を限度とする。）

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定による申請書は、多賀城市花のまちづくり事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 現況写真（補助事業着手前のもの）
- (5) 団体の概要等を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、多賀城市花のまちづくり事業計画変更承認申請書（様式第4号）により市長の承認を受けること。ただし、市長が補助事業を遂行する上で適当と認める軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、多賀城市花のまちづくり事業中止（廃止）届出書（様式第5号）により市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（実績報告）

第6条 規則第11条の規定する補助事業実績報告書は、多賀城市花のまちづくり事業実績報告書（様式第6号）とし、次に掲げる書類を添付して、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 対象経費に係る請求書（様式第9号）及び領収書の写し
- (4) 補助事業の実施状況写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第7条 補助金は、規則第14条の規定により確定払により交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、建設部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行し、平成24年度予算に係る補助金について適用する。

要綱の概要並びに申請書等の用紙

1 趣 旨

緑豊かな花のあるまちづくりを推進するため、都市緑化の向上に寄与することを目的とする花き植栽事業について、補助金を交付し、その事業を支援する。

2 制度発足の事由

市民による緑ゆたかな花のあるまちづくりをめざして実施している緑化推進事業「史都・多賀城 花と緑のふれあいまつり」の効果として、市内各地域で独自の花き植栽事業が行われており、うるおいのある都市景観を形成している。

現在、当該事業は、花苗植栽を始めとした除草等の日常的維持管理を行う市民の熱意と、地区活動費等からの費用充当をもって運営されており、その負担軽減を図り、継続的な存続と都市緑化の向上を促進するため、費用の一部について補助を行う。

3 補助金の交付対象等

・補助事業者

市内で活動する法人その他の団体

・補助事業

花壇又はプランター類に植栽

・実施箇所

市道、公園、集会所、その他の公共の場所（屋外で不特定多数が出入りする多賀城市内の国、宮城県、多賀城市の管理地）

※道路上にプランターなどを設置する場合は、通行上支障になる恐れがあることから、必ず管理者又は所有者の同意を得ていること。

・補助経費

花苗、種子又は球根の購入費

・補助率

3分の2以内

・補助金の限度額（1団体当年額） 60,000円

ただし、植栽面積1㎡当たり2,000円を限度とする。

※補助金額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

・補助金の交付時期

原則として事業完了後の確定払

4 対象事業の要件

・市の緑化の向上を目的としたものであること。

・営利を目的としないものであること。

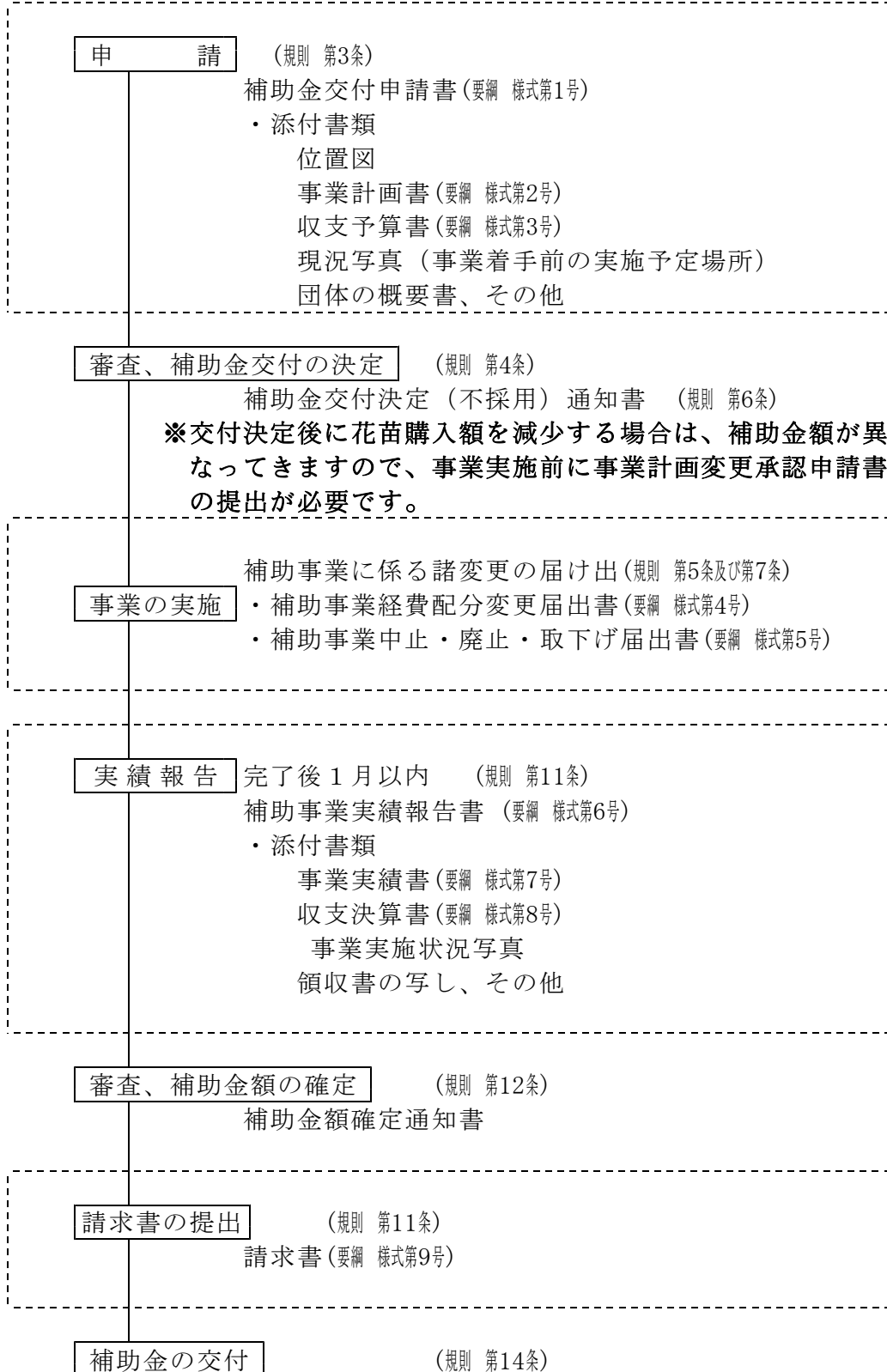
・補助事業に関し、市又は他の団体から、補助金又は交付金を受けていないこと。

5 注意事項

・当初の申請した計画から変更が生じる場合は、事業実行前に必ず変更申請を行うこと。

5 補助金交付の流れ

※下記において、「規則」は多賀城市補助金等交付規則の、「要綱」は、多賀城市花のまちづくり事業補助金要綱の略称とする。



内は、補助事業者において行う部分

上記以外については、建設部都市計画課において事務処理を行う。